

2006年8月10日

国土交通省社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会
「建築物の安全性確保のための建築行政のありかたについて報告書(案)」
に対する意見

社団法人	空気調和・衛生工学会	会長	鎌田元康
社団法人	建築設備技術者協会	会長	牧村功
社団法人	電気設備学会	会長	星野聰史
社団法人	日本空調衛生工事業協会	会長	山本廣
社団法人	日本設備設計事務所協会	会長	福西輝男
社団法人	日本電設工業協会	会長	平井貞雄

第10回社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会にて提案された、「建築物の安全性確保のための建築行政のありかたについて報告書(案)」は、建築設備設計に関する高度な専門性を理解のうえ、特定設備建築士という専門資格を創設するものであり、その意味で大きな意義があります。

しかしながら、設備設計・工事監理に実務上携わっている一級建築士は極めて少ないため、「報告書(案)」では設備設計が停滞したり、下請による設計を一級建築士が形式的に処理したりすることになる可能性が大きくなります(注1)。このような事態は、消費者や発注者の信頼を回復しようとする制度改正の目的に反するものであります。

については、建築設備六団体協議会として、建築士制度の見直しに次の項目を加えていただくよう要望いたします。

- 1) 建築士法に定める建築設備士(注2)のうち、一定期間の実務経験を有し、指定講習の受講と修了考査、設備CPD(注3)の履修の条件を満たす者に、特定設備建築士資格を付与する。この場合の特定設備建築士の業務範囲は、下記の3)に規定する一定の建築物の設備設計・工事監理とする。
- 2) 建築士法に定める建築設備士は存続させ、特定設備建築士への移行可能な資格制度とする(注4)。
- 3) 特定設備建築士のみが設備設計・工事監理を行える建築物は以下の通りとする。
 - ・ 建築士法第20条第4項で定義する大規模の建築物
 - ・ 省エネルギー計画書の届出が必要な建築物
 - ・ 特定行政庁が指定する定期報告を必要とする特殊建築物

なお、これらが認められない場合には、新たに法を整備し、「建築設備士」のうち、一定の実務経験を有し、講習・修了考査、設備CPDの履修の条件を満たす者に資格を付与し、特定設備建築士と同等の業務（設備設計・工事監理業務）を行うことを認めていただきたい。

以上

注1：・特定設備建築士となり得る一級建築士の想定数

32万人×1.1% 3,500人

・実質的に必要な特定設備建築士の想定数（3万人）

設計業務量 = 意匠：構造：設備：その他 = 60：10：20：10

必要技術者人員 = 意匠：構造：設備 = 60：10：20 = 9万人：1.5万人：3万人

（意匠の9万人は一級建築士事務所登録数92,028事務所より想定）

注2：・建築設備士は、「建築設備全般に関する知識および技能を有し、建築士に対して高度化・複雑化した建築設備の設計・工事監理に関する適切なアドバイスが行える資格者」と建築士法に定められています。

受験資格は大卒後2年の実務経験とするものですが、平成10年度の建築設備士試験までは、大学卒業後8年の実務経験が必要でした。

・建築設備士の試験は、第一次試験と第二次試験からなりますが、第一次試験は、建築一般知識30問、建築法規20問、建築設備50問からなり、建築一般知識と建築法規が50%を占めます。また第二次試験の設計製図は、建築設備全般に対する計画能力を問う「基本計画」と、空気調和設備、給排水衛生設備、電気設備いずれかの「設計製図」からなります。

・したがって、建築設備だけでなく、建築一般及び建築設備に関する基礎知識を有し、設備設計・工事監理を遂行する建築知識と高度の設備専門知識を有している資格者です。また、建築設備士は、35,000人が合格し、32,000人が登録されており、大多数の者が設計工事監理業務に携わっているか、またその経験を有する者です。

注3：・建築設備士CPDは建築設備士関係団体CPD協議会〔(社)空気調和・衛生工学会、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、(社)日本設備設計事務所協会〕で決められたコンテンツ、ポイント等により、2005年度より実施中です。

注4：・建築設備士合格者の過半は機械工学、電気工学等の建築学科以外の出身者で、一級建築士合格者ではありません。建築・土木学科等の出身者を主対象とする一級建築士合格者のうち、一定以上の実務経験を有し、且つ、所定の講習を修了した者のみを特定設備建築士とするとした場合、今後とも特定設備建築士の不足が懸念され、さらに優秀な機械・電気設備技術者が建築設備に携わらなくなる恐れがあります。